

令和2年度 成年後見制度利用促進に関する検討会

書面開催 報告書



令和3年3月

佐 倉 市

このたび、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出を受け、本検討会は書面開催といたしました。各委員からご提示いただきました意見等は次のとおりです。

1 令和2年度の実施について

(1) ご意見

A委員	コロナによる制約があるなか、精力的に取り組んでいると思います。 思ったより成果が出なかった部分もあるようですが、すべてがうまくいくものではないと思いますので、改善、調整等しながら地道に進めていけばよいかと思います。
B委員	中核機関の設置は大きな前進だと思います。 なかなか成年後見制度の認知度が上がらないようですが、各機関に粘り強く協力要請し、チーム作りを強化したいと考えます。
C委員	広報活動がやや低調に感じています。こうほう佐倉でいえば、昨年1年間に成年後見制度関連の記事は（専門相談日の記事を除く）、相談会の告知と基本計画の2回のみ制度そのものに関する記事はなかったように思います。 金融機関向けのチラシについて、金融機関内部向けも必要ですが、周知のための活動に協力いただくことも必要ではないでしょうか。 地域連携ネットワーク研修会について、高齢者施設の担当者にも制度利用に後ろ向きな考えの方も見られます。チームとして支えていくという考え方をより一層理解していただけるように取り組む必要があると感じます。
D委員	コロナの影響は受けましたが、中核機関としての重要な機能である「受任調整会議」に着手できたことは大きな成果と言えます。 また、NPO法人や市民後見人の単独受任に向けた取組も、今後の利用促進の大きな力となるものです。 会議等の頻度の検討、スピード感を持って進めることが必要と考えます。
E委員	金融機関からの相談も年々増えている印象があります。 「口座を止められている」と同じ話の繰り返しで話が進まない方、預金の払い出しに来たが通帳が古くカードも無い方、親が認知症で成年後見制度の利用を進めたいが手続きがわからない方、窓口は何度も来るが目的がわからない方、等の内容です。場合によっては、成年後見支援センターへつないだケースもあります。 金融機関に、成年後見支援センターの認知が進めば、さらにスムーズに後見申立ての手続きが進むことが期待されると思います。

F 委員	障害福祉サービスの利用者数や、「障害支援区分別の人数」についてのとりまとめがあると、今後の成年後見制度の利用見込み数等が見えてくるのではないかと感じました。
G 委員	基本目標 1 の取組については、コロナの影響もありますが、来年度も引き続き、<u>啓発のための研修など強化してほしい</u>と思います。特に金融機関などは高齢の認知症などの疑いのある方へのネットバンキング等の手続きをする際は十分に気を付けないと、家族による不正アクセスにつながると思います。 基本目標 2 の取組においては、特に<u>親族後見人に対する支援の強化が必要である</u>と思います。最高裁も親族後見人が基本と通達しているようですから、その支援としての専門機関の役割は重要だと思います。 基本目標 3 の後見人の養成については、ぜひ佐倉市において積極的に取り組むよう<u>養成研修の開催を行ってほしい</u>と思います。

(2) ご質問

- 1 佐倉市は市長申立件数が近隣市よりスムーズに行われていると感じますが、申立の判断基準をお示しください。

【事務局】

首長申立は、「老人福祉法」「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」及び「知的障害者福祉法」に基づき、認知症や知的障害その他精神上的の障害等により判断能力が不十分であり、権利擁護が必要と判断されるにも関わらず、本人、配偶者、子等など親族による申立や直接的な支援が期待できないと判断した方に対し実施しております。

- 2 市長申立の実績について、「申立まで3ヶ月～6ヶ月程の時間を要する」とありますが、審判が出るまでに時間を要するということでしょうか。
通常は概ね2ヶ月以内に審判がなされ、課題が整理されていないと鑑定が行われ、審判までに時間がかかると聞きました。鑑定が行われることが多いということでしょうか。

【事務局】

上記1. のとおり、権利擁護支援が必要な状況と把握した後、市では協力可能な親族等の有無を確認するため、推定相続人に該当する方を調査し、住民票所在地を確認の上、手紙を送付して意向を確認しています。推定相続人の人数や転籍等の状況により、住民票所在地を確定することに時間を要します。また、親族内で申立者が不在であり、市長申立の実施が決定した後も、診断書の作成、経済状況等の各種調査、謄本等の取得手続きを行って申立書類を作成するため、「申立まで、3ヶ月～6ヶ月程の時間を要する」状況にあります。なお、申立後につきましては、貴見のとおり、概ね2ヶ月以内に審判がなされております。

「鑑定」について、令和元年度及び令和2年度の市長申立においては行われておりません。

3 資料P15に「関係機関からの連携依頼」とありますが、具体的にはどの機関ですか。

【事務局】

行政、地域包括支援センター、相談支援事業所、中核地域生活支援センター「すけっと」、医療機関、福祉施設、くらしサポートセンター となります。

4 市民後見人が数名選任されていますが、問題点等がありましたら教えてください。

(例：複数後見人での支援方針に対する意見の相違等)

【事務局】

これまでの複数後見人の事務においては、後見人の間で、治療方針の考え方に相違が生じることがありましたが、最終的には主治医の判断に沿う方向となりました。

なお、複数後見事務において、被後見人等の緊急時の連絡先や連絡窓口等は社会福祉協議会としていることから、市民後見人には、法人後見支援員の事務と大きな違いはないと思われます。

5 任意後見契約において、佐倉市で選任された任意後見監督人から、相談を受けたり、支援をしたことはありますか。

【事務局】

成年後見支援センターでは、任意後見監督人からの相談等について、現在のところお受けしておりません。

なお、佐倉市の任意後見利用者数や任意後見監督人についての調査は未実施であったため、今後の調査を行う際の参考とさせていただきます。

6 計画及び資料において、身体障害者手帳の取得者の推移が記載されておりませんが、身体障害者は成年後見制度利用促進について、検討の必要はないということでしょうか。

【事務局】

成年後見制度は、判断能力が不十分であり権利擁護支援が必要な方が、利用の対象者となりうる方とし、計画及び資料には、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者に関連する数値をお示ししております。

身体障害者の方においても、何等かの理由で判断能力に影響がある場合には、成年後見制度の利用は必要と思われます。

また、佐倉市成年後見制度利用促進基本計画では、支援が必要な方々を早期に発見し、適切な支援につなげる体制づくりを目指しており、身体障害者の方を含む全ての市民の方々に対し、成年後見制度についての理解を広めていく必要があると考えております。

2 次年度以降の計画推進にむけて

(1) ご意見

A委員	今年度の活動を振り返り、検討の機会を設けて、修正、改善しながら推進していただければと思います。 特に、<u>受任調整会議の結果（その後の経過）</u>については、適宜フィードバックして、改善しながら進めていく必要があると思います。 <u>受任調整の前段階のスクリーニング</u>がどのように行われているかがよく見えないと感じます。実際、どのように進めているか、これまでと（利用促進計画前と）変わった点があるのか、問題点はないのか等も報告していただけると参考になります。 適切な計画推進のためには、人と予算が必要ですので、この点の確保には十分留意していただきたいと思います。
B委員	<u>金融機関の協力が課題</u>だと考えます。<u>考え方のベクトルが違うため、理解してもらうことが重要</u>だと思います。（家族信託等、後見制度を利用しない方法を紹介） <u>NPO法人の受任協議が必要</u>だと考えます。具体的に、事件を引き受けていただく等進めていければと思います。 <u>市民後見人養成講座の開催が望まれますが</u>、前回より市民の方々の意識が上がったように感じられないため、工夫が必要だと思います。
C委員	<u>地域連携ネットワークについて、金融機関との連携という点において、郵便局との連携がより重要ではないか</u>と考えます。郵便局を含めた<u>金融機関との連絡（協議）会</u>のような仕組みを検討することも必要ではないでしょうか。 <u>地域連携ネットワーク研修会</u>は、今年度は講義形式でしたが、構成員との課題や方向性の共有という意味で、<u>参加者参加型の研修が必要</u>と思います。今ある制度をいかにより良く利用するかという方向への意識転換のためにも。 受任調整に関連して、本格実施にむけて、候補者、特に専門職候補者の選定をそれぞれの<u>土業団体に任せきりで良いのか、更に連携したスキームができるのか</u>と検討を進めることも必要と思います。既にそのような動きがあると聞いています。
D委員	<u>「啓発の強化」、「関係団体とのネットワーク構築の強化」、「受任者、団体の育成、支援（市民後見人、NPO法人）」</u>について、注力していく必要があると思います。
E委員	<u>地域包括支援センターで相談を受ける中で、成年後見制度への理解や、成年後見支援センターの認知度が低い</u>と思うことがあります。<u>地域包括支援センターとしても介護者教室や出前講座などで、成年後見制度に関する内容を取り上げ、地域の皆様に知っていただく機会を更に増やしていきたい</u>と思います。

F 委員	市民からの相談を受ける機関が、本制度についての熟知と経験を積むことが必要と思われます。感染症対策等の問題があるとは思いますが、各機関が集まり、制度の説明の他、ケーススタディができる場（勉強会／研修会）が定期開催されると利用促進につながるのではないかと考えます。
G 委員	次年度以降については、制度啓発は重要ですので、市民の方への啓発強化は引き続き行ってほしいです。特に関係機関である金融機関の担当者が判断能力に疑義ある方へのキャッシュカードやネットバンキングの手続きを平気で行ったりすることがあり、田舎の地域と関係が深い金融機関ほど曖昧になっていると思われます。 対象者の権利を守るためにも、専門機関の担当者には特に制度の理解をしていただけるよう啓発を行うことが求められます。 ※令和3年2月中旬、認知症の方の銀行預金について、医療費や施設利用料等の最低限明らかなものについては窓口では引出していいと通知（※1）が出たようですが、施設の生活はそれだけではありません。知人は、拡大解釈し、本人のためだから大丈夫だろうとキャッシュカードやネットバンキングで預金の払い出しをしようとしています。概ね80歳代の高齢者はネットバンキングができるはずはありません。
H 委員	成年後見制度の不知者数の観点から、今後、介護保険や成年後見制度を利用する可能性のある若年層へ、積極的アプローチをした方がよいと思われます。 （10歳代）選挙権と併せての啓発 （20歳～40歳代）介護保険と成年後見制度の趣旨・背景など

（※1）令和3年2月18日公表 一般社団法人全国銀行協会「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方について」

次年度以降の計画推進にむけての委員の皆様のご意見のポイントをまとめました。

- ①広報活動の継続と強化、啓発の相手先や実施方法の工夫
 - ～参加型・勉強会型での地域連携ネットワークづくり、金融機関へのアプローチ
- ②受任調整会議の本格的実施、その前後の体制づくり
 - ～幅広い意見の聴取、多様な職種によるスクリーニング、調整後のフォロー体制
- ③後見人等の新たな担い手の養成
 - ～市民後見人養成講座の開催企画、NPO 法人等受諾団体への支援

令和3年度の成年後見制度利用促進事業の実施につきましては、適宜修正、調整を行いながら、進めてまいりたいと思います。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。